

第145回 定時株主総会 招集ご通知

日時
2026年6月24日（水曜日）
午前10時開始（受付開始：午前9時30分）

場所
大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
当社本社
（末尾の株主総会ご案内略図をご参照ください。）

株主の皆様へ

株主総会にご出席いただけない場合、「P.5 議決権行使についてのご案内」に従って、期日までに行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2026年6月22日（月曜日）午後5時まで

本年も株主総会後の懇話会を開催いたします。皆様のご来場をお待ちしております。



最優秀賞

ジャパン・レジリエンス・アワード

2026

耐水モータ 一体型ポンプ

第12回ジャパン・レジリエンス・アワード

（強化大賞）2026「最優秀賞」受賞

株式会社 西島製作所

証券コード 6363

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

私たちトリシマグループは、生活に欠かせないインフラを支えるポンプ事業を通じて、社会に役立つことを目指してまいりました。

現在は、創業110周年となる2029年度に向けた中期経営計画「Beyond 110」の「STEP期間」にあり、「売上高1,000億円、営業利益100億円、ROE10%」という目標に向かって全力で取り組んでおります。

2025年度は、これまで自分たちの力で進めてきた成長（自律成長）が、日本だけでなく海外でも大きな成果を生みました。

中東での海水淡水化や、国内外の洪水対策、世界の発電所向け案件が大きく伸長した結果、受注高・売上高ともに目標を上回り、売上高1,000億円の達成が視野に入ってきました。一方で、利益面は2025年度の経常利益目標は達成したものの、中期経営計画「Beyond 110」の目標である営業利益100億円の達成については、今後の課題と認識しております。

2026年度は、この課題を乗り越え、売上の伸びを確かな利益につなげるための「自律成長の総仕上げ」を行ってまいります。

また、本年7月には、オイル&ガス事業向けのポンプ・蒸気タービン、及び発電所向けの蒸気タービンの製造販売を行う新日本造機株式会社を新たにグループに迎え入れる予定です。これにより、自律成長に加え、外部の新しい力を取り入れて成長する大きな一歩を踏み出すこととなります。

新しいパートナーとともに、今後の脱炭素社会の実現に必要な液化水素や液化アンモニアといった、次世代エネルギー向け製品の開発も、さらにスピードアップしてまいります。

新日本造機株式会社の株式取得が完了する7月以降に、もう一段高い目標を目指す、新しい中期経営計画の策定を予定しております。

これからも、関わってくださるすべての方々に、より大きな価値をお届けできるよう努力してまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役CEO

原田耕太郎

目次

| | |
|---|----|
| ・招集ご通知 | 3 |
| ・株主総会参考書類 | 7 |
| ・決議事項 | |
| 第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件 | 7 |
| 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 | 12 |
| 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する 対応策の一部変更及び継続の件 | 14 |
| ・事業報告 | 35 |
| ・連結計算書類 | 61 |
| ・計算書類 | 63 |
| ・監査報告書 | 65 |

提供資料

| 項目 | 一般の 株主様 | 書面交付 請求された 株主様 | ウェブ サイト |
|--|------------|----------------------|------------|
| 【株主総会招集ご通知】 | ● | ● | ◆ |
| 【株主総会参考書類】 | ● | ● | ◆ |
| 【事業報告】 【連結計算書類】 【計算書類】 【監査報告書】 | | ● | ◆ |
| 【会場案内図】 | ● | ● | ◆ |
| 【法令・定款に基づく交付書面非 記載事項】 ・事業報告「業務の適正を確保す るための体制及び運用状況なら びに会社の支配に関する基本方 針」等 ・連結計算書類「連結株主資本等 変動計算書及び連結注記表」 ・計算書類「株主資本等変動計算 書及び個別注記表」 | | | ◆ |

※書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。

※監査等委員及び会計監査人は交付書面にて省略された事項を含む監査対象書類を監査しております。

社是

金銭の赤字は出しても 信用の赤字は出さな

経営理念

私たちはポンプを愛し、
世界によりよい変化を生み出すために、
進化し続けます。

行動指針

TEAMWORK
DIVERSITY
PROFESSIONAL
CLARITY
ENTHUSIASM
INNOVATION
EVOLUTION

パーパス

ポンプの力で、
暮らしと命と未来をつなぎ、
サステナブルな社会を実現する。

証券コード 6363
2026年6月3日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

株式会社 西島製作所

代表取締役社長 原田 耕 太 郎

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト <https://www.torishima.co.jp/ir/irinfo/meeting/>
- ・株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6363/teiji/>
- ・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「西島製作所」または「コード」に当社証券コード「6363」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月24日(水曜日) 午前10時開始(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第145期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第145期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の一部変更及び継続の件
4. 議決権行使
のお取扱い 1. 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面(郵送)により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日、当社では軽装(クールビズ)にて対応させていただきますのでご了承ください。
- ◎決議通知及び役員一覧は、当社ウェブサイトにて掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

X X X X 年 X 月 X 日

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

基幹日現在の所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
見本
郵便カード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

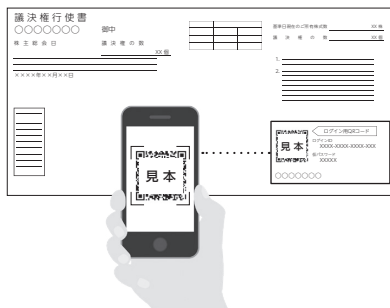
インターネットと書面（郵送）により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

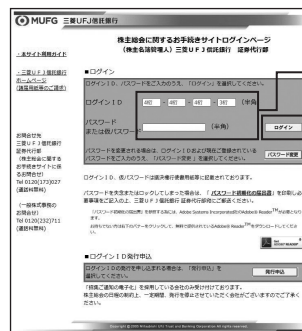
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

現任の監査等委員でない取締役である原田耕太郎、ジェラルド・アッシュ、アリストアー・フレット、羽牟幸一郎、昼沢義則、井植敏雅、上田理恵子の7氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

この度、引き続きグローバル経営を推進し、事業領域を拡大するため、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こうたろう
原 田 耕太郎

(1961年10月2日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
93,381株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|-------------------------|----------|--------------------------------|
| 1984年 4月 | (株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行 | 2001年 6月 | 当社常務取締役 |
| 1997年 7月 | 当社入社 | | 当社営業本部長 |
| 1998年 8月 | 当社社長室長 | 2004年 6月 | 当社代表取締役専務 |
| 1999年 6月 | 当社取締役 | 2006年 6月 | 当社代表取締役社長 (現在に至る) |
| 2000年 8月 | 当社社長室長兼営業本部副本部長 | | 執行役員社長 |
| | | 2023年 4月 | 当社代表取締役CEO(最高経営責任者) (現在に至る) |

(候補者とした理由)

2006年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2 ジェラルド・ アッシュ

(1966年2月19日生)

再任

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

1988年 8月 Weir Pumps Ltd入社
2003年 1月 当社入社
2007年 4月 当社TGTヨーロッパ・リージョナルディ
レクター
2010年 4月 当社常務執行役員海外営業本部長
2019年 4月 当社執行役員副社長
2023年 4月 当社副CEO (副最高経営責任者)
2023年 6月 当社取締役副CEO (副最高経営責任者)
(現在に至る)

〈候補者とした理由〉

主に海外部門に関する業務に従事し、グローバルビジネスの強化を推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、取締役として経営全般についてCEOを補佐することが当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 アリスター・ フレット

(1970年7月25日生)

再任

〈所有する当社株式の数〉
8,610株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| 1991年 8月 | Weir Pumps Ltd入社 | 2023年 6月 | 当社取締役共同COO (共同最高執行責任者) 海外本部長及び生産本部・情報システム室 管掌 |
| 2004年 5月 | 当社入社 | 2024年 4月 | 当社取締役共同COO (共同最高執行責任者) 海外本部・生産本部・情報システム室管掌 |
| 2009年 4月 | 当社海外営業本部副本部長 | 2025年 4月 | 当社取締役共同COO (共同最高執行責任者) |
| 2011年 4月 | Torishima Service Solutions FZCO社長 | 2026年 4月 | 当社取締役COO (最高執行責任者) 生産本部・技術本部・情報システム室・品質 マネジメント部管掌 |
| 2015年 4月 | 当社執行役員兼Torishima Service Solutions FZCO社長兼中東支店中東 営業部長 | | (現在に至る) |
| 2018年 4月 | 当社常務執行役員海外本部副本部長 | | |
| 2019年 4月 | 当社専務執行役員海外本部長 | | |
| 2023年 4月 | 当社共同COO (共同最高執行責任者) 海外本部長及び生産本部・情報システム室 管掌 | | |

〈候補者とした理由〉

主に海外部門に関する営業に従事し、グローバルビジネスの強化を推進してまいりました。COOとして海外取引や生産体制の強化を通じて当社のグローバルビジネスを推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4 ひる さわ よし のり
屋 沢 義 則

(1961年8月8日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
15,524株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|--------------------|----------|---|
| 2002年 4月 | 当社入社 | 2019年 4月 | 当社常務執行役員産業本部長 |
| 2010年 4月 | 当社営業本部東京支社東京第三営業部長 | 2025年 6月 | 当社取締役常務執行役員産業本部長 |
| 2014年 4月 | 当社営業本部東京支社副支社長 | 2026年 1月 | 当社取締役専務執行役員産業本部長兼 サポート本部長及び社会システム本部 管掌（現在に至る） |
| 2016年 7月 | 当社営業本部産業統括部長 | | |
| 2018年 4月 | 当社執行役員産業本部長 | | |

〈候補者とした理由〉

主に民需営業に関する業務に従事し、当社の受注・売上増加を推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、国内市場の既存市場のみならず、新規市場開拓を指揮・統括しております。当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5 い う え と し ま さ
井 植 敏 雅

(1962年12月3日生)

再 任

社外・独立

〈所有する当社株式の数〉
4,800株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|---------------------|----------|---|
| 1989年 4月 | 三洋電機(株)入社 | 2017年 7月 | 同社顧問 |
| 1996年 6月 | 同社取締役 | 2018年 6月 | (株)エンプラス社外取締役 (監査等委員) (現在に至る) |
| 2002年 6月 | 同社代表取締役副社長 | 2019年 8月 | 宝印刷(株)(現 (株)TAKARA & COMPANY) 社外取締役(現在に至る) |
| 2005年 6月 | 同社代表取締役社長 | 2020年 6月 | 当社社外取締役 (監査等委員) 亀田製菓(株)社外取締役 (現在に至る) |
| 2007年 6月 | 同社特別顧問 | 2022年 6月 | 当社社外取締役 (現在に至る) |
| 2010年 2月 | (株)LIXILグループ執行役員副社長 | | |
| 2011年 4月 | (株)LIXIL取締役執行役員副社長 | | |
| 2016年 6月 | (株)LIXILグループ取締役 | | |

〈重要な兼職の状況〉

(株)エンプラス 社外取締役 (監査等委員)
(株)TAKARA & COMPANY 社外取締役
亀田製菓 (株) 社外取締役
SMC (株) 社外取締役 (就任予定)

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

代表取締役社長をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見と人脈を有しており、社外取締役としてグローバルな視点から当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

〈独立性に係る事項〉

井植敏雅氏の兼職先であります (株) TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷 (株) 及び (株) サイマル・インターナショナルを通じて当社の取引先ではありますが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

また、(株)エンプラス及び亀田製菓 (株) と当社との間、及び2026年6月就任予定先であるSMC(株) と当社との間に取引はありません。

候補者番号

6 うえ だ り え こ
上 田 理 恵 子

(1961年12月18日生)

再 任

社外・独立

〈所有する当社株式の数〉
2,393株

〈略歴、地位、担当〉

1984年 4月 ダイキン工業(株)入社
2001年 8月 (株)マザーネット代表取締役社長
(現在に至る)
2016年 4月 追手門学院大学客員教授 (現在に至る)
2022年 6月 (株)奥村組社外取締役 (現在に至る)
当社社外取締役
(現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

(株) マザーネット 代表取締役社長
追手門学院大学 客員教授
(株) 奥村組 社外取締役

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

経営者として「ワーク・ライフ・バランス推進」や「女性の活躍推進」に取り組まれており、社外取締役として当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

〈独立性に係る事項〉

上田理恵子氏の兼職先であります追手門学院大学及び(株)奥村組と当社との間に取引はありません。
(株)マザーネットは当社の取引先ですが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 井植敏雅氏及び上田理恵子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。井植敏雅氏及び上田理恵子氏の再任が承認された場合、当社が両氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の3.(3)③「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員でない取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
5. 当社は、井植敏雅氏と上田理恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、同届出を継続予定です。
6. 井植敏雅氏は社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって通算で6年となります。
7. 上田理恵子氏は社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって通算で4年となります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任の監査等委員である取締役秋山洋氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。この度、引き続き監査等委員会の監督機能維持強化のため、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

う え む ら じ ゅ ん こ
植 村 淳 子

※ 植村淳子氏の戸籍上の氏名は岡野淳子であります。

(1982年9月3日生)

新 任

社外・独立

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|-----------------------------------|----------|--|
| 2008年12月 | 弁護士登録（東京弁護士会） シテニューワ法律事務所入所 | 2022年 3月 | 東洋炭素(株) 社外監査役 (現在に至る) |
| 2011年10月 | 弁護士法人関西法律特許事務所入所 (大阪弁護士会) | 2025年 6月 | 宮地エンジニアリンググループ(株) 社外取締役（監査等委員）（現在に至る） |
| 2018年 1月 | 弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー弁護士（現在に至る） | | |

〈重要な兼職の状況〉

弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー弁護士
東洋炭素（株）社外監査役
宮地エンジニアリンググループ（株）社外取締役（監査等委員）

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

弁護士として企業法務、ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会において的確な提言・助言をいただくことを期待し、新たな監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

〈独立性に係る事項〉

植村淳子氏の兼職先であります東洋炭素（株）は、当社の取引先ですが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

また、弁護士法人関西法律特許事務所及び宮地エンジニアリンググループ（株）と当社との間に取引はありません。

- (注) 1. 植村淳子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 植村淳子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。植村淳子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の3.(3)③「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
5. 当社は、植村淳子氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新規届出を予定しております。

(ご参考) スキルマトリックス - 在任期間

当社は、グローバルな環境変化に対応して中長期的な企業価値向上を実現し、ステークホルダーの期待に応え、持続可能な社会に欠かせないグローバル企業になることを目指しております。

第1号・第2号議案が承認された場合の各取締役の専門性と指名・報酬委員会の構成員及び通算在任期間は以下のとおりです。

| | 氏名 | 企業経営 | グローバル ビジネス | 生産技術 研究開発 | 営業 マーケティング | 人財開発 育成 | 財務会計 | リスク管理 ・コンプライアンス | 指名・報酬 委員会 | 通算在任 期間 (年) |
|-------------|----------------------|------|---------------|--------------|---------------|------------|------|--------------------|--------------|-------------------|
| 監査等委員でない取締役 | 原 田 耕太郎 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 27 |
| | ジェラルド・ ア ッ シ ュ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | 3 |
| | アリスター・ フ レ ッ ト | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 3 |
| | 昼 沢 義 則 | ○ | | | ○ | | | | | 1 |
| | 井 植 敏 雅 (社外・独立) | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | 6 |
| | 上 田 理 恵 子 (社外・独立) | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ | 4 |
| 監査等委員である取締役 | 安 陪 裕 二 (社 外) | | | | ○ | | ○ | ○ | | 3 |
| | 山 本 操 司 (社外・独立) | | | | | | ○ | ○ | ○ | 5 |
| | 入 江 千 香 子 (社外・独立) | | | | | | ○ | ○ | ○ | 1 |
| | 植 村 淳 子 (社外・独立) | | | | | ○ | | ○ | ○ | 新任 |

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有するすべての知見を表すものではありません。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の一部変更及び継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収対応策）」を導入し、その後、3年毎に当社定時株主総会の決議に基づき継続しております（以下、現行の対応策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、2026年6月24日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や2023年8月に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」指針を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを2026年5月14日開催の取締役会で決定いたしました（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は、2029年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。なお、本プランは、その導入継続の目的を明確化するとともに、取締役会が対応策の発動是非を判断するにあたって株主の皆様の意思尊重姿勢を強めて客観性を向上させたほか、近時の実務動向等を踏まえ、本プランを廃止する際の手続きや文言について若干の修正を行っておりますが、大きな枠組みは、従来の内容を踏襲したものであります。

つきましては、本プランを継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

I. 基本方針

当社は、市場における株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものについては、これを否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様へ決定を委ねるべきだと考えております。

本「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます）を策定する目的は、第一に、大規模買付行為があった際に、当社取締役会が当該買付提案者との協議・交渉の機会を設定することで、株主の皆様が当該買付行為の妥当性を慎重に検討・判断するための必要かつ十分な時間と情報を確保することにあります。第二に、当該買付提案者との協議・交渉を経た上で、以下に例示する事由により、当該買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損し得ると判断した場合の措置を事前に株主の皆様の意思に基づき決定し、開示することにあります。これによって、利害関係者からの予見可能性を高めて当社取締役会による迅速な判断と対応が可能になります。

- (i) 当該買付者が短期的な利益等を追求するために、当社グループの長期的な企業価値を十分に反映せず、割安な株価で買付が行われることで、株主共同の利益を損なうおそれがあるもの
- (ii) 当該買付行為が、当社グループがポンプ事業を通じて上下水道、電力、防災・減災施設など公共性の高いインフラ向け製品を長期安定的に提供する上で障害となることで公共の利益を損ない、ひいては企業価値、株主共同の利益を損なうおそれのあるもの

II. 当社グループの社会的使命

当社グループは、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是及び「人類社会において液体と人生とは密接不可分の関係にあり、その液体を扱うポンプは人類社会の発展に必要欠くべからざるものである」との1919年創業時からの信念のもと、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献し、責任ある企業として高品質の製品づくりに取り組んでまいりました。

当社グループが取り扱うポンプは、人類社会に欠くことのできない、人間の心臓と同様の機能を持つ重要な機械であり、上下水道、電力、防災・減災施設など公共性の高いインフラを支えております。このポンプの供給・保守は当社グループの存在意義である社会的使命であり、それを侵害するおそれのある買付行為がなされようとした場合、当該買付行為を回避することは、当社グループの企業価値、株主共同の利益、並びにその他各種ステークホルダーの利益を守るために必要であると考えております。

III. 本プランの取組みの詳細

本プランは、当社株式等の大規模買付行為がなされる場合に、上記基本方針に照らして、当該買付行為が、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するものでないかについて、当社取締役会及び株主の皆様が評価・判断するための措置を提供するものですが、本プランの導入継続が取締役の保身や非効率な経営の温存に繋がり、その結果として株主共同の利益に反することがあってはならないと考えております。そのため、本プランの継続は、株主総会の承認決議と適切な開示を前提とし、また、新株予約権の無償割当てを骨子とする本プランに基づく対抗措置の発動については、取締役会による特別委員会への諮問のうえ、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合等の例外を除き、原則として株主投票による株主意思の確認を経ることとしております。

1. 本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為の全てを否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害する場合が起こり得ることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を講じることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示します。それにより、当該買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するものであるか否かを評価・判断するために十分な時間と情報を確保するとともに、結果として本プランに基づく対抗措置を発動した場合の適法性を確保するものであります。

なお、本プランに基づく対抗措置の発動にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。また、2026年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

2.1. 本プランに係る手続き

2.1.1. 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定める手続きに従わなければならないものといたします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2.1.2. 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。具体的に「意向表明書」には、以下の事項を記載いただきます。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (i) 買付者等の概要
 - イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ロ) 代表者の役職及び氏名
 - ハ) 会社等の目的及び事業の内容
 - 二) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
 - ホ) 国内連絡先
 - ヘ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
 - (iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載いただきます。）を含みます。）

2.1.3. 「本必要情報」の提供

上記2.1.2の「意向表明書」を提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出いただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記2.1.2(i)ホの国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、当該「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出いただきます。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供いただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供いただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、「情報リスト」を構成する重要な要素であり、原則として、全ての項目について開示いただきます。仮に、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断が必要であると認める情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

2.1.4. 取締役会評価期間の設定・特別委員会への諮問等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、社外取締役を中心に構成される特別委員会(別紙4)に大規模買付行為に関する対応を諮問いたします。特別委員会は、必要に応じて適宜、外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行い、当社取締役会へ答申するものいたします。当社取締役会は、特別委員会の答申を尊重するものとし、更に当社取締役会独自の観点から検討等を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

2.1.5. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記2.1.4の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものいたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記2.1.2から2.1.4までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものいたします。

なお、別紙2-1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められることといたします。但し、この場合でも、当社取締役会が、必要があると認めた場合には、下記(ii)と同様、株主の皆様の意思を確認するために下記2.1.6に定める手続きを行うものいたします。

- (ii) 買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記(i)に明確に該当するとは言えない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記2.1.6に定める手続きを行うものいたします。この場合、当社取締役会は、下記2.1.6に定める株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票の決定に従って、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものいたします。

なお、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合とは、別紙2-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合をいうものいたします。

- (iii) 買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

2.1.6. 株主意思の確認

当社取締役会は、上記2.1.5(ii)に該当する場合やその他取締役会が必要と認めた場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するものいたします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個といたします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものいたします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

2.1.7. 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記2.1.5の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

2.1.8. 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記2.1.2から2.1.6に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとしたします。

2.2. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記2.1.5に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことといたします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記2.1.7に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記2.1.7に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしたします。

2.3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2026年6月24日開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間といたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更されるものとしたします。また、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

3.1. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容及び2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」指針を踏まえております。

3.2. 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

3.3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2.1.5 (i)に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものであります。

また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記2.3に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更されることとなります。従いまして、本プランの継続及び変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

3.4. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.1に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

3.5. デッドハンド型ではないこと

上記2.3に記載のとおり、本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

4.1. 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2.1に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

4.2. 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.1.7に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことに

なるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

4.3. 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要であります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

当社の大株主の株式保有状況（2026年3月末現在）

| 順位 | 名称 | 持株数 | 持株比率 |
|----|-------------------------|---------|-------|
| 1 | 公益財団法人原田記念財団 | 2,810千株 | 10.6% |
| 2 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,030千株 | 7.7% |
| 3 | 株式会社りそな銀行 | 1,286千株 | 4.8% |
| 4 | 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,094千株 | 4.1% |
| 5 | 株式会社タクマ | 943千株 | 3.5% |
| 6 | 株式会社三井住友銀行 | 886千株 | 3.3% |
| 7 | 片山 晃 | 864千株 | 3.2% |
| 8 | 西島製作所従業員持株会 | 752千株 | 2.8% |
| 9 | 第一生命保険株式会社 | 657千株 | 2.4% |
| 10 | 株式会社栗本鐵工所 | 652千株 | 2.4% |

（注）持株比率は、当社所有の自己株式（2,729,107株）を控除して計算しております。

| | | |
|-------------|---|-------------|
| 1. 発行済株式総数 | ： | 29,045,679株 |
| 2. 発行可能株式総数 | ： | 60,000,000株 |
| 3. 株主数 | ： | 13,600名 |

以 上

当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に買い取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは当該一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値で売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以 上

当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあると認められる類型

1. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますが、これらに限られません。）が、当社グループの企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
2. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社グループの企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の毀損が予想されるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を妨げるおそれがあると判断される場合
3. 買付者等が支配権を取得する場合の当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社グループの企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
4. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
5. その他1.から4.までに準じる場合、若しくは、別紙2－1のいずれかの類型に準じる場合で、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、必要な調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとしたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付できるものとしたします。ただし、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととしたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとしたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

以 上

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社グループの企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社グループの企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

特別委員会の概要

特別委員会は、取締役会の諮問により本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施に関する答申を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的といたします。特別委員会の委員は3名以上とし、当社の監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である社外取締役（以下、あわせて「社外取締役」という。）を中心に構成するものとし、事案に応じて一定の独立要件を満たした者（以下、「社外有識者」という。）を加えることができるものといたします。

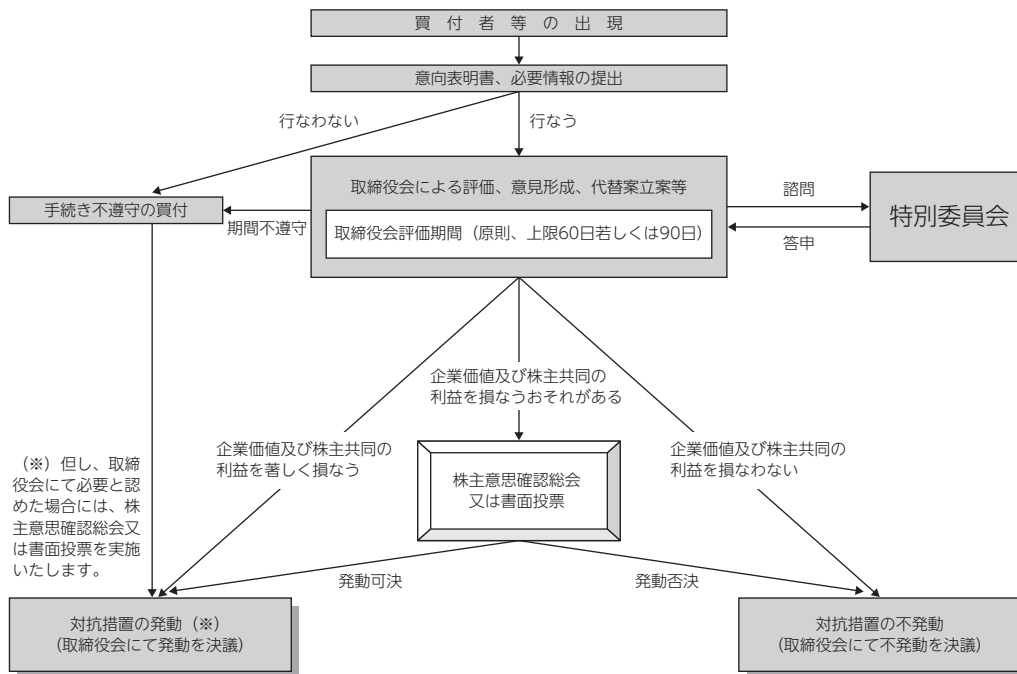
特別委員会は非常設の委員会とし、原則として以下に記載される事項について審議のうえ決定し、理由を付して取締役会に答申いたします。

- (ア) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- (イ) 買付提案の内容が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するか否か
- (ウ) 対抗措置の実施又は不実施
- (エ) 対抗措置の中止
- (オ) 本プランに関して取締役会が特別委員会に諮問した事項
- (カ) 取締役会が、別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

取締役会は、年度ごとに、定時株主総会後に最初に開催される取締役会で3名以上の委員及びその中から委員長1名を選任いたします。社外有識者を委員に加える場合は、その都度、取締役会が選任いたします。特別委員会は、取締役会の要請に応じ、答申を行う理由及びその根拠を十分に説明する責任を果たすものといたします。

(ご参考)

本プランの手續きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものであります。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 経営方針

当社グループは、創業以来「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是を掲げてまいりました。100年以上にわたり、社会の心臓部であるポンプの安定供給と稼働を確保し、お客様との信頼を徹底的に追求することで「社会に欠かせない企業」を目指しております。

気候変動や人口増加といった地球規模の課題が深刻化する中、エネルギー課題への対応や安全・安心な社会の構築へのニーズは、100年後も不可欠であり続けます。私たちは、世界の多様な課題に真摯に向き合い、「ポンプで世界を救う」という壮大な夢を掲げ、絶えず進化し続けます。

現在、当社グループは世界20カ国・36拠点にオフィスや工場、サービス拠点を展開しております。チーム全員が「One Torishima」として一丸となり、最先端技術によるポンプの提供と安定稼働の維持を通じて、お客様の生涯利益（Lifetime Benefit）の最大化に貢献してまいります。

2. 当社グループの現況

(1) 事業の経過及びその成果

① 連結会計年度における事業環境

当連結会計年度における世界経済は、主要国のインフレ沈静化と金融緩和への転換を追い風に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策の動向や、緊迫化するウクライナ・中東地域の地政学リスクなど、依然として不確実な状況が続いております。こうした環境下、当社グループが手掛ける高性能ポンプ事業に関連する各分野は、以下の経営環境となりました。

A. エネルギー課題への取り組み

生成AIの急速な普及による電力需要の急増、及び省エネ・脱炭素への社会的要請の高まりから、発電や一般産業向けポンプの需要は好調に推移いたしました。また、技術開発の挑戦が実を結び、「超電導モータ液化水素ポンプ」の初受注も達成いたしました。

B. 安全・安心な社会の構築への取り組み

世界的な人口増による水不足、気候変動に伴う豪雨災害対策（事前防災）、及び上下水道インフラの老朽化対策を背景に、各種ポンプの更新需要が拡大いたしました。これにより、海水淡水化や雨水排水、上下水道向けポンプの需要は堅調に推移しております。

当社グループの重要課題である「エネルギー課題への取り組み」と「安全・安心な社会の構築への取り組み」について、それぞれ「事業環境・成長性」及び「強み・取り組み・成果」の双方から以下に詳しくご説明いたします。

② 重要課題における事業実績と今後の展開

A. エネルギー課題への取り組み

(a) 発電

事業環境・成長性：

2025年は、世界の多くの地域で発電所建設市場への投資が極めて活発な1年となりました。その背景には、米国、中国、インドにおける電力需要の急増があります。

米国では、圧倒的な市場規模を誇る生成AIの普及に伴い、データセンターの建設ラッシュが続いております。同時に、「シェール革命」による豊富な天然ガスを活用した「GTCC（ガスタービンコンバインドサイクル）発電所」の建設も急ピッチで進んでおります。また、国家主導で開発に注力する中国や、豊富な労働力とデジタル基盤を武器に外資を誘致するインドでは、自国資源による石炭火力発電が依然として電力供給の主役です。これら世界各地の急激な電力需要に対応するため、各国で発電所投資が加速しております。

日本においても、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせる「GTCC発電」は重要な位置付けにあります。石炭火力の半分以下のCO₂排出量に抑えられる最もクリーンな火力発電であり、将来的に燃料を天然ガスから水素やアンモニアに置き換える計画も含め、脱炭素社会へ移行するための主力技術とされています。さらに、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた国の支援制度「長期脱炭素電源オークション」の入札が2024年に開始され、脱炭素電源への投資が促進されております。これらの要因により、国内外を問わず、発電所に不可欠なポンプへの需要が高まっております。

しかし、現在、発電市場では電力関連設備の需給逼迫が深刻な課題となっております。AIデータセンターの爆発的な電力需要に対応するため、北米を中心に世界中でGTCC発電所の建設が急増した結果、ガスタービンメーカーの受注残高は過去最高水準に達し、納期が2～3年待ちという状況にあります。これに伴い、発電所向けポンプの受注においても、納期が長期化する案件が増加しております。

強み・取り組み・成果：

GTCC発電の心臓部であるボイラ給水ポンプは、排熱回収ボイラへ高温・高圧の水を送り込むという極めて過酷な環境に耐える必要があり、当社グループはこの分野における圧倒的なリーディングメーカーです。

当社グループのボイラ給水ポンプは、国内外のタービンメーカー及びプラントメーカーから絶大な信頼を獲得しております。さらに、発電所で必要とされるボイラ循環ポンプ、復水ポンプ、冷却水ポンプといった多種多様なポンプを、すべてワンストップで一括提供できる体制も強みです。この強みを背景に、直近2年間は受注が大幅に増加しており、2026年度も引き続き順調な受注の継続を見込んでおります。

これは、数年先までの売上が確定し、中期的な経営の安定性を高める要素となります。しかし、この旺盛な需要に確実に応えるためには、これまで取り組んできた「設計期間の短縮」「加工能力の増強」「サービス拠点の拡充」といった生産・サービス体制の整備に、より一層万全を期す必要があります。現在の需要増という追い風を楽観視するだけでなく、発電市場における長期的な構造変化を見据え、将来の脱炭素ソリューション向けポンプの実現に向けた中長期的な投資や研究開発にも、継続して注力してまいります。

(b) 省エネルギー

事業環境・成長性：

ポンプは発電分野にとどまらず、鉄鋼・化学・製紙・飲料・食品・半導体などの産業全般をはじめ、ビルや商業施設の空調、地域冷暖房にいたるまで、水が流れるすべての場所において「決して止まってはならない産業の心臓」として社会を支えております。そのため、実に日本の総電力消費量の約3割がポンプの稼働に費やされています。

こうした中、地球温暖化に伴う空調需要の拡大や、生成AIの普及によるデータセンターの冷却用電力の急増を背景に、CO₂削減に直結するポンプの高効率化（省エネルギー化）へのニーズは急速に高まっております。

強み・取り組み・成果：

当社グループは、最新鋭のデジタル技術による流体解析（CFD）、100年以上の歴史で蓄積した設計データとAIの融合、顧客ごとに最適な仕様へと調整するきめ細かな対応、という3つの独自アプローチによって高効率ポンプの製造を実現しております。

2024年度には、世界最高水準の効率を誇る「スーパーエコポンプ（SEP）」を開発・発売し、省エネ大賞の最高位である「経済産業大臣賞（電気需要最適化分野）」を受賞いたしました。今後も、市場で高まる省エネニーズに応え、高い評価をいただいているSEPのさらなる拡販に注力してまいります。

(c) 脱炭素

事業環境・成長性：

日本政府の「水素基本戦略」では、2040年頃に国内の水素サプライチェーンが本格化し、関連市場は1兆円を超える規模へ成長するシナリオが描かれております。また、海外に目を向ければ、同時期に世界の市場規模は90兆円超に達するとの予測も複数の調査機関から発表されており、今後極めて巨大な市場が立ち上がろうとしております。

火力発電の主力であるGTCC発電は、将来的に水素やアンモニアの混焼への移行が計画されており、日本政府の「長期脱炭素電源オークション」においても導入期の主役として期待を集めております。当社グループが供給するボイラ給水ポンプは、そのシステムの安定稼働を左右する心臓部を担う製品であり、今後さらなる需要の拡大が見込まれます。

強み・取り組み・成果：

当社グループは、水素・アンモニアサプライチェーンの「つくる・はこぶ・つかう」というすべてのフェーズにおいて、ポンプが不可欠な役割を果たすと考えております。「つかう」工程では、長年培った高温・高圧技術を強みとする「ボイラ給水ポンプ」が、水素やアンモニアを燃料とする次世代クリーン発電プラントの安定稼働を力強く支えます。また「つくる・はこぶ」工程では、低温下でのハンドリングが求められる液化水素及び液化アンモニア向けポンプの開発・製造を加速させております。液化アンモニアポンプについては、アンモニア燃料供給設備向けなどですでに複数の受注を獲得しており、社会実装に向けた実績を着実に積み上げております。

また、技術的難度が極めて高い液化水素ポンプの分野では、国立大学法人京都大学との共同開発により「超電導モータ液化水素ポンプ」の開発に成功いたしました。これはマイナス253℃という極低温下でモータの電気抵抗をゼロにすることで発熱を極限まで抑え、水素の蒸発（ボイルオフ）を最小限にとどめる画期的な製品です。本開発の成果により、2026年1月には、世界初の実装事例として、川崎重工業株式会社から液化水素基地「川崎LH₂ターミナル」向けに様々な種類の液化水素ポンプを受注いたしました。今後、市場拡大が見込まれる水素分野において、さらなる「大流量化・高圧化・高効率化」を目指した研究開発を継続してまいります。

当社グループは、これら次世代クリーンエネルギーの全フェーズにわたり、世界最先端の最適なポンプソリューションを提供し続けることで、持続可能な脱炭素社会の実現にグローバルに貢献してまいります。

B. 安全・安心な社会の構築への取り組み

(a) 海水淡水化・上水・送配水

事業環境・成長性：

中東・北アフリカ地域を中心に、人口増加や都市化に伴う深刻な水不足に対応するため、海水淡水化・上水・送配水プラントの新設・拡張プロジェクトが活発に進んでおります。

世界の海水淡水化プラントの総容量は、過去20年間に於いて年率7%以上でコンスタントに拡大しており、地球温暖化の影響も背景に、今後もこのスピード以上の年率10%程度での拡大が見込まれています。

地域別で見ると、中東・アフリカ地域は世界市場の約5割を占める海水淡水化プラント市場の中心であり、当社グループが強みを持つ主要マーケットです。また、海水淡水化システムの主要な部材であるRO（逆浸透）膜の供給においては日本企業が世界的に高い競争力を維持しており、日本の先進技術が世界の水インフラを支える大きな構造となっています。

さらに、沿岸部のプラントで造られた淡水を内陸の消費地へと供給する大規模な送配水インフラの整備も不可欠であり、海水淡水化プラントの建設に伴い、送配水ポンプ市場も拡大傾向にあります。（※中東情勢の影響については、後述の「(3) 対処すべき課題」をご参照ください。）

強み・取り組み・成果：

「RO膜法」による海水淡水化プロセスにおいて、大型・高圧ポンプは不可欠な心臓部であり、当社グループはこの分野で世界トップシェアを誇っております。また、プラントから都市部へと「命の水」を届ける送水・配水工程においても、長年培ったポンプ技術を活かし、安定した水インフラの構築に貢献しております。

これらの水インフラ事業は稼働時に大量の電力を消費しますが、世界最高水準の効率を誇る当社グループのポンプは、消費電力の削減に直結しています。「安全な水をつくる・はこぶ」と、「CO₂を削減する」というSDGsの二大課題を同時に解決することが、当社グループの重要な使命です。

受注実績については、2025年度は前年度比で減少となったものの、2026年度においては、海水淡水化プラント及びそれに伴う送配水プロジェクトの活発な引き合いを背景に、堅調な受注を見込んでおります。

(b) 雨水排水・下水道

事業環境・成長性：

国内においては、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化やインフラの老朽化に対応するため、政府主導による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（2021～2025年度、事業規模約15兆円）が集中的に実施されてきました。

国土交通省の調査によると、過去10年間（2015年～2024年）における国内の水害被害総額は約7兆円以上に及んでおり、国は「事前防災」の重要性を掲げ、強力な対策を推進しております。こうした背景から、激甚化する災害への備えやインフラ老朽化対策、地域防災力のさらなる強化を目的に、2026年度から2030年度までの5年間でおおむね20兆円規模の国家予算を投じる「第1次国土強靱化実施中期計画」が新たにスタートいたします。

強み・取り組み・成果：

当社グループが得意とする大型・大流量ポンプは、水害対策において重要な役割を担っております。近年の雨水排水設備の更新需要の増加を背景に、日本だけでなく世界各国においても受注は堅調に推移しております。

特に、当社が開発した「耐水モータ・一体型ポンプ」は、従来の設備にはない防水構造を採用しているため、浸水時でも運転を休止することなく継続でき、極めて高い注目を集めております。本製品は、国土交通省が推進する下水道技術海外実証事業（WOW TO JAPANプロジェクト）に採択され、パキスタンの排水機場における実証試験をクリアいたしました。外気温が50℃を超える過酷な環境下でも安定した稼働を証明し、現地で高い評価を獲得しております。今後は、恒常的な洪水被害に苦しむアジア諸国など、さらなる海外展開も視野に入れています。

また、2026年4月には、内閣府「国土強靱化基本計画」に基づいた表彰制度である「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」において、企業・産業部門の最高位「最優秀賞」を受賞いたしました。

③ 業績ハイライト

当連結会計年度の当社グループの受注高は、94,857百万円（前連結会計年度95,633百万円比99.2%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は20,189百万円（前連結会計年度24,676百万円比81.8%）、民需は14,554百万円（前連結会計年度11,614百万円比125.3%）、外需は60,113百万円（前連結会計年度59,341百万円比101.3%）となりました。

当連結会計年度の売上高は92,927百万円（前連結会計年度86,501百万円比107.4%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては106,199百万円（前連結会計年度104,269百万円比101.9%）を来期以降に繰り越すことになりました。

(当連結会計年度) 2025年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

| 需 要 先 \ 区 分 | 受 注 高 | 売 上 高 | 受 注 残 高 |
|-------------|----------------|----------------|-----------------|
| 官 公 需 | 20,189 (21.3) | 22,542 (24.2) | 27,148 (25.6) |
| 民 需 | 14,554 (15.3) | 13,900 (15.0) | 11,064 (10.4) |
| 外 需 | 60,113 (63.4) | 56,483 (60.8) | 67,985 (64.0) |
| 計 | 94,857 (100.0) | 92,927 (100.0) | 106,199 (100.0) |

(前連結会計年度) 2024年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

| 需 要 先 \ 区 分 | 受 注 高 | 売 上 高 | 受 注 残 高 |
|-------------|----------------|----------------|-----------------|
| 官 公 需 | 24,676 (25.8) | 21,687 (25.1) | 29,502 (28.3) |
| 民 需 | 11,614 (12.1) | 10,953 (12.6) | 10,411 (10.0) |
| 外 需 | 59,341 (62.1) | 53,860 (62.3) | 64,355 (61.7) |
| 計 | 95,633 (100.0) | 86,501 (100.0) | 104,269 (100.0) |

当連結会計年度の営業利益は、売上高は増加したものの、外注費などのコスト増加や、労務費などの固定費の増加により、5,005百万円（前連結会計年度比444百万円減少）となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損が465百万円に減少したこともあり5,204百万円（前連結会計年度比664百万円増加）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、保有投資有価証券の売却を進めたことにより5,945百万円（前連結会計年度比1,876百万円増加）となりました。

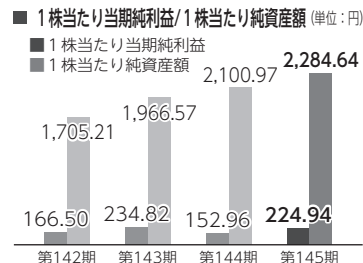
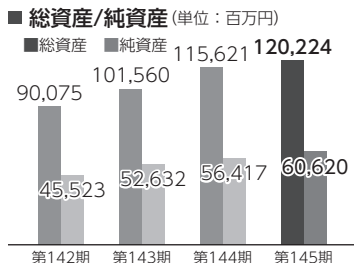
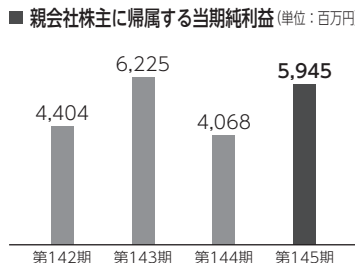
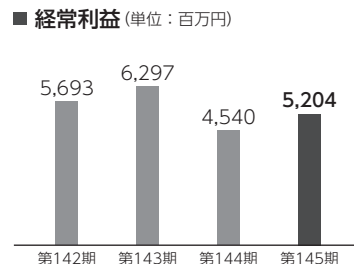
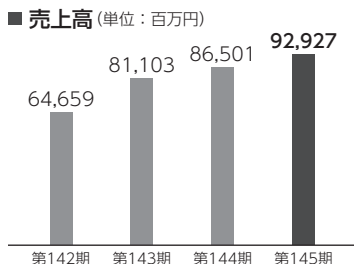
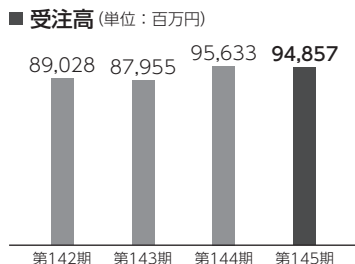
④ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、海外子会社生産設備の増強を行うなど、既存設備の更新、機械の増強等に総額1,979百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

(2) 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度 | 2022年度 (第142期) | 2023年度 (第143期) | 2024年度 (第144期) | 2025年度 (第145期) (当連結会計年度) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 受 注 高 (百万円) | 89,028 | 87,955 | 95,633 | 94,857 |
| 売 上 高 (百万円) | 64,659 | 81,103 | 86,501 | 92,927 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 5,693 | 6,297 | 4,540 | 5,204 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 4,404 | 6,225 | 4,068 | 5,945 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 166.50 (注) | 234.82 (注) | 152.96 (注) | 224.94 |
| 総 資 産 (百万円) | 90,075 | 101,560 | 115,621 | 120,224 |
| 純 資 産 (百万円) | 45,523 | 52,632 | 56,417 | 60,620 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,705.21 (注) | 1,966.57 (注) | 2,100.97 (注) | 2,284.64 |

(注) 2022年度から2024年度における、1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（E S O P）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。



(3) 対処すべき課題

① 外部環境

A. 中東情勢

当社グループのターゲット市場の一つである中東地域では予断を許さない情勢が続いておりますが、2026年度期初時点において、事業活動に対する直接的な影響は生じておりません。

しかしながら、紛争が長期化した場合には、世界的な資材価格や物流費用の高騰に加え、当社が高性能ポンプを数多く供給しているUAE、カタール、サウジアラビア等の経済・財政へ及ぼす影響が懸念されます。万一、同地域の海水淡水化プラントや発電プラントの安全が脅かされるような事態となった場合においては、その安定的な運営維持を確保することが当社グループの極めて重要な使命であると認識しております。

B. 納期の長期化

世界的なAIデータセンターの建設ラッシュや、脱炭素社会への移行に向けたGTCC発電への投資加速を背景に、電力関連設備の需要が世界規模で急増しております。これに伴い、主要な発電設備メーカーの受注残高が高水準で推移しており、その影響を受けてポンプを供給する当社においても受注案件の納期が長期化しております。

特に足元では、2026年度の納入・売上計上が一時的に抑制されることを当面の重要課題と捉えております。ただし、積み上がった受注残については、2027年度以降に着実な納入と売上計上へと繋げてまいります。したがって2026年度においては、比較的納期が短く当期の業績に直結するサービス事業（メンテナンス・部品供給等）へより一層注力し、グループ全体の収益確保に努めてまいります。

② 当社グループの課題

A. 中期経営計画

当社グループは、創業100周年を迎えた2019年に「私たちはポンプを愛し、世界によりよい変化を生み出すために、進化し続けます。」という新たな経営理念を策定いたしました。

2021年度には中期経営計画「Beyond 110」を策定し、創業110周年（2029年度）の目標として「売上高600億円、営業利益50億円」を掲げましたが、2022年度にこれを7年前倒しで達成いたしました。これを受け、2024年度には「売上高1,000億円、営業利益100億円、ROE10%」へと目標を上方修正し、「世界No.1」のポンプメーカーになるというビジョンを掲げました。2025年度の受注高は949億円に達し、売上高1,000億円の目標達成に手が届く水準に近づいております。一方で、利益面は2025年度の経常利益目標は達成したものの、営業利益100億円の目標達成については、今後の課題と認識しております。

さらに、2026年2月10日には「Beyond 110」の先にある持続的な成長を見据え、住友重機械工業株式会社から新日本造機株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。この戦略的買収により、当社グループの市場及び製品ポートフォリオをさらに拡大してまいります。

なお、株式取得は2026年7月1日に完了する予定です。現行の「Beyond 110」の目標数値は自律成長で達成を見込んでいることから、同社の株式取得完了後に2029年度にむけた中期経営計画を修正する予定です。

B. 新市場の拡大

当社グループは2020年、経済産業省より「グローバルニッチトップ企業100選」に選定されました。水ポンプのスペシャリストとして、世界の海水淡水化市場や日本の発電市場において、No.1の高性能ポンプメーカーとしての地位を確立しております。一方で、世界的な総合ポンプメーカーへとさらなる飛躍を遂げるため、海外の大手競合が強みを持つオイル&ガス向けポンプ市場への本格参入が長年の課題となっていました。

同市場への参入には、業界における基準（API規格）への対応と豊富な納入実績が不可欠です。このような状況下、オイル&ガス事業向けのポンプ・蒸気タービン及び発電所向けの蒸気タービンの製造販売を行う新日本造機株式会社を新たにグループに迎え入れることとなりました。これにより、自律成長に加え、外部の新しい力を取り入れて成長する大きな一歩を踏み出すこととなります。

C. つくる力

2023年度から2025年度にかけて、海外売上高の急拡大に伴い、機械加工プロセスの一部を外注化する必要が生じておりました。これに対し、2025年7月に韓国のJuneung社、英国のKRG社の機械加工専門メーカー2社の子会社化及びインド子会社での設備投資を行い、グループ内での生産体制を整えました。さらに、営業技術部門への適切な人員シフトにより、設計図面のリードタイム短縮を実現いたしました。

これらの施策により「つくる力」のボトルネックを解消し、中期経営計画「Beyond 110」が目指す売上高1,000億円の達成を支える強固な生産体制を確保しております。

D. サービス

前述の通り、2026年度は納期の長期化に伴い、ポンプ本体販売における収益の伸びの鈍化が予想され、納期が短く当期中の売上計上が見込まれるサービスビジネスへの注力が重要となります。特に、近年の販売増に伴って順次拡大が予想されるサービス需要を確実に取り込むため、海外の既存拠点の機能強化と、新規サービスセンター開設の双方への投資を拡充してまいります。これらを通じて、世界中のお客様が必要とする場所で、迅速かつきめ細やかなサポートを提供し、収益基盤の安定化を図ってまいります。

E. サステナビリティに関する取り組み

(a) 環境 (Environment) : 製品を通じた脱炭素社会への貢献と防災・減災

ポンプは社会インフラの「心臓」として24時間365日稼働しており、国内の年間総消費電力量の約3割を占めるといわれています。この心臓部であるポンプの高効率化（省エネルギー化）を、気候変動対策における最重要課題と位置づけております。

具体的には、厳しいエネルギー効率が求められる海水淡水化プラント向けなどで培った高度な流体技術を小型標準ポンプにも展開し、高効率な省エネ製品を広く普及させることで、社会全体の環境負荷低減に大きく貢献しております。

同時に、次世代クリーンエネルギーの主役である水素・アンモニアの活用においても、当社のポンプ技術は脱炭素社会実現への鍵を握っています。

また、近年激甚化する豪雨災害に対し、独自の技術ソリューションで減災に貢献することも当社の重要な使命です。独自技術を推し進め、人々の命と暮らしを守る役割を果たしております。

さらに、持続可能な社会構築における「工学（エンジニアリング）」の重要性を世界に発信するべく、2025年度より継続してユネスコ制定の「World Engineering Day」の公式パートナーを務めるなど、グローバルな視点での啓発活動も推進しております。

(b) 社会 (Society) : 地域社会との共生と人財の活性化

当社グループは、「社会に欠かせない企業」として、地域社会との調和と多様な人財の活性化を推進しております。

本社を置く大阪府高槻市においては、文化施設の命名権取得（「トリシマホール」）を通じた文化振興や、子どもたちへものづくりの楽しさを伝える出張授業「トリポンスクール」の実施など、地域に根ざした貢献活動を継続しております。

また、多様な人財がその能力を最大限に発揮できるよう、企業内託児所の設置や柔軟な勤務制度の拡充など、従業員一人ひとりのライフステージに応じた働きやすい職場環境の整備に努めております。

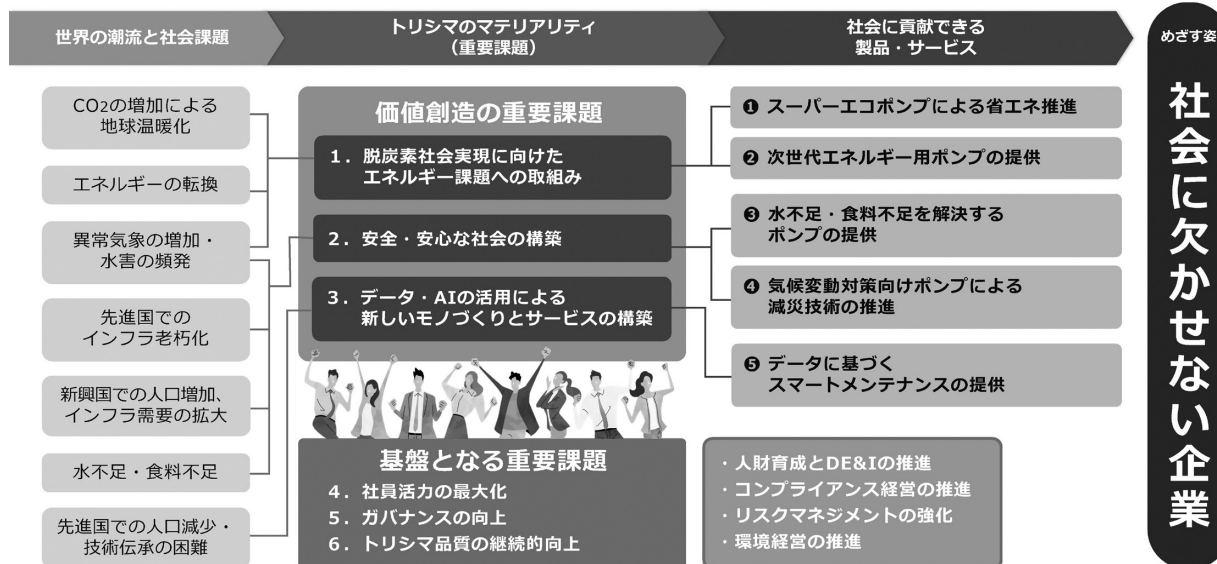
さらに、社員が心身ともに健康で活力を持って働くことが持続的な成長の基盤であると考え、2026年3月に「健康宣言」を制定いたしました。今後は、全社を挙げて社員の健康維持・増進に向けた具体的な施策や健康経営を推進してまいります。

加えて、インフラを支える責任を果たすため事業継続計画（BCP）の強化に努めており、2025年度にはその実効性が評価され、内閣官房国土強靱化推進室が制定する「ジャパン・レジリエンス認証」を取得いたしました。不測の事態においても確実な供給責任を果たすことで、社会全体のレジリエンス向上に貢献してまいります。

(c) ガバナンス（Governance）：多様な視点による経営監督の強化

グローバル展開を支えるため、経営の透明性と多様性の確保に努めております。当社の取締役会には、国際ビジネスに精通した外国人取締役や、高度な専門知見を持つ女性の社外取締役が参画しております。多様な背景を備えた役員が、独立した客観的な視点から経営を監督することで、適切な意思決定と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

トリシマが重要とする課題（マテリアリティ）



(4) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|--------------------|-----------------------|------------------------|
| 株式会社九州トリシマ | 百万円 100 | % 100.0 | 小型ポンプの製造、販売 |
| 西島ポンプ香港有限公司 | 千ホンコンドル 29,675 | % 100.0 (100.0) | ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工 |
| 西島ポンプ（天津）有限公司 | 千元 41,125 | % 86.7 | ポンプ諸機械の製造、販売 |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD. | 千シンガポールドル 200 | % 100.0 | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. | 千ルピー 65,116 | % 100.0 (1.0) | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. | 千UAEディルハム 4,000 | % 100.0 (2.5) | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD. | 千ポンド 10 | % 100.0 | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| AUSTRALIAN FLUID HANDLING PTY. LTD. | 千AUD 625 | % 100.0 | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(5) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|----------|
| 株式会社りそな銀行 | 8,496百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,800百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 2,708百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2,300百万円 |
| 株式会社七十七銀行 | 1,100百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,000百万円 |

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関6行を借入先とするシンジケートローン（返済期限2032年1月、借入金1,500百万円）があります。なお、この1件のシンジケートローンの主幹事銀行は、三井住友銀行であります。

3. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 60,000,000株
- ②発行済株式の総数 29,045,679株 (うち自己株式2,729,107株)
- ③株主数 13,600名
- ④上位10名の株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|-----------------------------|---------|-------|
| 公益財団法人原田記念財団 | 2,810千株 | 10.6% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,030千株 | 7.7% |
| 株式会社りそな銀行 | 1,286千株 | 4.8% |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,094千株 | 4.1% |
| 株式会社タクマ | 943千株 | 3.5% |
| 株式会社三井住友銀行 | 886千株 | 3.3% |
| 片山晃 | 864千株 | 3.2% |
| 西島製作所従業員持株会 | 752千株 | 2.8% |
| 第一生命保険株式会社 | 657千株 | 2.4% |
| 株式会社栗本鐵工所 | 652千株 | 2.4% |

(注) 1. 持株比率は、当社所有の自己株式 (2,729,107株) を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|----------------------|---------|--------|
| 監査等委員でない取締役（社外取締役除く） | 17,091株 | 4名 |
| 監査等委員でない取締役（社外取締役） | 1,266株 | 2名 |
| 監査等委員である取締役 | 2,742株 | 4名 |

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の3.(3)④「取締役及び監査等委員の報酬等 B.取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額」に記載しております。

2. 上記には、当事業年度中に退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------------------|-------------|---|
| 代表取締役CEO (最高経営責任者) | 原 田 耕 太 郎 | |
| 取締役副CEO (副最高経営責任者) | ジェラルド・アッシュ | |
| 取締役COO (最高執行責任者) | アリストアー・フレット | 生産本部、技術本部、情報システム室 管掌 |
| 取締役専務執行役員 | 昼 沢 義 則 | 産業本部長 兼 サポート本部長及び社会システム本部 管掌 |
| 取 締 役 | 羽 牟 幸 一 郎 | |
| 取 締 役 | 井 植 敏 雅 | 株式会社エンプラス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 亀田製菓株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 | 上 田 理 恵 子 | 株式会社マザーネット 代表取締役社長 株式会社奥村組 社外取締役 追手門学院大学客員教授 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 安 陪 裕 二 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 秋 山 洋 | 弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士 サンスター株式会社 社外監査役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 山 本 操 司 | 公認会計士 株式会社駒井ハルテック 社外監査役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 入 江 千 香 子 | 公認会計士 わらべや日洋ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) |

- (注) 1. 取締役 井植 敏雅氏、取締役 上田 理恵子氏、取締役 (監査等委員) 安陪 裕二氏、取締役 (監査等委員) 秋山 洋氏、取締役 (監査等委員) 山本 操司氏及び取締役 (監査等委員) 入江 千香子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 井植 敏雅氏、取締役 上田 理恵子氏、取締役 (監査等委員) 秋山 洋氏、取締役 (監査等委員) 山本 操司氏及び取締役 (監査等委員) 入江 千香子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 山本 操司氏及び取締役 (監査等委員) 入江 千香子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び一定の条件を満たす従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等に関する損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意・重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

④取締役及び監査等委員の報酬等

A. 取締役の報酬に関する方針等

当社は、外国籍の取締役を追加することから取締役の個人別の報酬の内容について一部見直す必要性が生じました。そのため2023年5月11日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（2021年2月10日制定、2022年4月1日改正）の改正につき決議を行いました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役会で決定された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月次の固定額の金銭報酬等とし、役員報酬の統計情報、従業員給与の水準等を考慮したうえで、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務遂行の結果に基づき、総合的に決定するものとする。

3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び額又は数の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、毎年、7月に付与する。譲渡制限付株式交付対象者は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役とするが、海外居住の取締役及びその可能性のある場合は対象外とする。当社が付与する当該株式の数は、月次の基本報酬を基礎として役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定する。

4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬等支給対象者の金銭報酬と非金銭報酬等の割合については、金銭報酬8～9割、非金銭報酬等1～2割を一つの目安とし、役位が高い者ほど非金銭報酬等の割合が高くなるよう設定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、取締役会が事前に独立社外取締役を過半数の構成委員とする「指名・報酬委員会」へ諮問し、当該委員会の答申結果を踏まえ、最終的に決議する。

B. 取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | 対象となる 役員の員数 |
|-----------------|--------|------------|--------|----------------|
| | | 基本報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 監査等委員でない 取締役 | 302百万円 | 272百万円 | 29百万円 | 7名 |
| 監査等委員である 取締役 | 56百万円 | 51百万円 | 5百万円 | 5名 |
| 合計 | 359百万円 | 324百万円 | 35百万円 | 12名 |

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役に支払った報酬等のうち非金銭報酬とは、2018年6月28日開催第137回定時株主総会にて導入することが決議された譲渡制限付株式報酬をいい、以下を内容とします。
- 1) 譲渡制限期間として割当日より3年間から30年間を設定、当該期間中における譲渡、担保設定他の処分は禁止されるものとし、当該譲渡制限期間の満了をもって、譲渡、担保権設定他の処分が可能となる特約を設けております。
 - 2) 譲渡制限期間満了前に当該役員が退任した場合は、その退任につき正当な理由がある場合を除き、当社による無償取得を行います。
 - 3) 払い込みの方式として、当社は金銭報酬債権を支給、対象取締役は支給される金銭報酬債権の全部を現物出資として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。
4. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬29百万円（うち社外取締役分2百万円）を含んでおります。
5. 監査等委員である取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬5百万円（うち社外取締役分5百万円）を含んでおります。
6. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、2024年6月26日開催の第143回定時株主総会において当該時点での員数6名に関して監査等委員でない取締役年額500百万円以内と決議しております。2015年6月26日開催の第134回定時株主総会において当該時点での員数3名に関して監査等委員である取締役年額60百万円以内と決議しております。
- また、別枠で、譲渡制限付株式報酬限度額（年額）としては、2023年6月28日開催の第142回定時株主総会において当該時点での員数7名に関して監査等委員でない取締役年額50百万円以内と決議しております。2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において当該時点での員数4名に関して監査等委員である取締役年額6百万円以内と決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報酬等の額 | 子会社からの役員報酬等 |
|---------|-----|-------|-------------|
| 社 外 役 員 | 6名 | 77百万円 | — |

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 井植 敏雅氏、社外取締役 上田 理恵子氏、社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏、社外取締役（監査等委員）山本 操司氏、社外取締役（監査等委員）入江 千香子氏の兼職状況は、前記「(3) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、井植 敏雅氏の兼職先であります(株)TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷(株)及び(株)サイマル・インターナショナルを通じて当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

また、井植 敏雅氏の兼職先であります(株)エンプラス及び亀田製菓(株)と当社とは特別の利害関係はありません。

上田 理恵子氏の兼職先であります追手門学院大学及び(株)奥村組と当社とは特別の利害関係はありません。(株)マザーネットは当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所は、個別の法律事務の委任をする先であるものの、規模、性質に照らしても、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。また、同氏の兼職先でありますサンスター(株)と当社とは特別の利害関係はありません。

山本 操司氏の兼職先であります(株)駒井ハルテックと当社とは特別の利害関係はありません。

入江 千香子氏の兼職先でありますわらべや日洋ホールディングス(株)と当社とは特別の利害関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

| 氏 名 | 社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 | 出席状況 | |
|-----------------------|--|-------------|--------|
| | | 取締役会 | 監査等委員会 |
| 監査等委員でない取締役 井植 敏雅 | <p>グローバルに事業展開を行っている製造業の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの助言等による適切な業務執行監督機能を果たしていくことを期待しております。取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p> | 10回中 10回 | — |
| 監査等委員でない取締役 上田 理恵子 | <p>女性活躍を推進する事業会社の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの助言等による適切な業務執行監督機能を果たしていくことを期待しております。取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p> | 10回中 9回 | — |

| 氏 名 | 社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 | 出席状況 | |
|----------------------|---|-------------|-------------|
| | | 取締役会 | 監査等委員会 |
| 監査等委員である取締役 安陪 裕二 | <p>銀行員として長年業務の中で培われた金融に関する専門的な知識及び豊富な経験のほか、コンプライアンス責任者としての実務経験や社外監査役等の役職から得た見識を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しております。また、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的立場で、合理的判断等について主にガバナンス向上の見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>特に、異なる業界での業務経験やガバナンスに関する豊富な知識に基づく助言は、当社グループが中長期的な企業価値を向上する上で新たな視点を提供するものであり、監督のみならず助言機能をも果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、常勤として経営会議等へのオブザーバー参加を通して得た情報に基づき、経営陣に対する監督の実効性を高めるための提言を行うなど、有意義な発言をいただいております。</p> | 10回中 10回 | 14回中 14回 |
| 監査等委員である取締役 秋山 洋 | <p>弁護士としての企業法務・ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しております。また、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、合理的判断等について主に法律の見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その法律に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、法令改正等の適切なフォローアップ等の観点から発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員長を務め、その運営を適切に行うとともに、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしております。</p> | 10回中 10回 | 14回中 14回 |

| 氏 名 | 社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 | 出席状況 | |
|-----------------------|--|-------------|-------------|
| | | 取締役会 | 監査等委員会 |
| 監査等委員である取締役 山本 操司 | <p>公認会計士としての税務・財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その会計に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、財務諸表の適正性等の会計的観点を中心に発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p> | 10回中 10回 | 14回中 14回 |
| 監査等委員である取締役 入江 千香子 | <p>公認会計士としての税務・財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その会計に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、財務諸表の適正性等の会計的観点を中心に発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p> | 8回中 8回 | 11回中 11回 |

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主の皆様への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分すると共に、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、純資産配当率(DOE)3%及び配当性向35%を目安に、累進配当を目指してまいります。

内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、①脱炭素社会の実現や安心・安全な社会の構築をめざしたポンプ及び関連機器の新技術・新製品開発、②ポンプ等のスマートメンテナンスの推進、③DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進及びデータ・AI活用による生産性の向上や生産能力拡大のための設備投資、④グローバル事業を支える人財の育成等のため有効に投資してまいりたいと考えております。

(2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり期末普通配当32円とし、既の実施済みの中間配当金31円を合わせ年間1株当たり63円とさせていただきます。期末配当金の総額は842百万円であります。

(3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(注) 本事業報告に記載している数字は、金額、持株及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

連結損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|-------|---------------|
| 売上高 | | 92,927 |
| 売上原価 | | 68,615 |
| 売上総利益 | | 24,311 |
| 販売費及び一般管理費 | | 19,306 |
| 営業利益 | | 5,005 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 114 | |
| 受取配当金 | 394 | |
| 持分法による投資利益 | 40 | |
| 受取賃貸料 | 118 | |
| その他 | 438 | 1,106 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 291 | |
| 為替差損 | 465 | |
| その他 | 150 | 906 |
| 経常利益 | | 5,204 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 2,844 | 2,844 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 8,049 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,905 | |
| 法人税等調整額 | 156 | 2,062 |
| 当期純利益 | | 5,986 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 41 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 5,945 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 56,883 | 流動負債 | 29,005 |
| 現金及び預金 | 6,250 | 支払手形 | 27 |
| 受取手形 | 1,967 | 買掛金 | 10,052 |
| 売掛金及び契約資産 | 34,404 | 短期借入金 | 5,406 |
| 商品及び製品 | 209 | リース債務 | 100 |
| 仕掛品 | 10,970 | 未払金 | 766 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,487 | 未払法人税等 | 692 |
| 前渡金 | 718 | 未払費用 | 805 |
| 前払費用 | 340 | 契約負債 | 6,026 |
| 短期貸付金 | 179 | 預り金 | 68 |
| その他 | 694 | 賞与引当金 | 987 |
| 貸倒引当金 | △340 | 製品保証引当金 | 1,358 |
| 固定資産 | 28,511 | 工事損失引当金 | 770 |
| 有形固定資産 | 12,681 | その他 | 1,943 |
| 建物 | 7,039 | 固定負債 | 17,335 |
| 構築物 | 351 | 長期借入金 | 15,698 |
| 機械及び装置 | 2,342 | リース債務 | 180 |
| 車両運搬具 | 20 | 繰延税金負債 | 1,372 |
| 工具、器具及び備品 | 385 | その他 | 83 |
| 土地 | 2,141 | 負債合計 | 46,341 |
| リース資産 | 255 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 144 | 株主資本 | 35,736 |
| 無形固定資産 | 517 | 資本金 | 1,592 |
| ソフトウェア | 485 | 資本剰余金 | 7,440 |
| その他 | 31 | 資本準備金 | 4,610 |
| 投資その他の資産 | 15,313 | その他資本剰余金 | 2,829 |
| 投資有価証券 | 8,916 | 利益剰余金 | 29,343 |
| 関係会社株式・出資金 | 3,906 | 利益準備金 | 398 |
| 長期貸付金 | 1,741 | その他利益剰余金 | 28,944 |
| 前払年金費用 | 1,087 | 固定資産圧縮積立金 | 390 |
| その他 | 1,190 | 配当平均積立金 | 1,400 |
| 貸倒引当金 | △1,528 | 別途積立金 | 11,470 |
| 資産合計 | 85,395 | 繰越利益剰余金 | 15,683 |
| | | 自己株式 | △2,639 |
| | | 評価・換算差額等 | 3,245 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 4,296 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △1,050 |
| | | 新株予約権 | 72 |
| | | 純資産合計 | 39,054 |
| | | 負債純資産合計 | 85,395 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-------|---------------|
| 売上高 | | 69,224 |
| 売上原価 | | 57,315 |
| 売上総利益 | | 11,909 |
| 販売費及び一般管理費 | | 10,286 |
| 営業利益 | | 1,622 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 62 | |
| 受取配当金 | 718 | |
| 受取賃貸料 | 135 | |
| 助成金収入 | 58 | |
| 固定資産売却益 | 1 | |
| その他 | 265 | 1,241 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 225 | |
| 為替差損 | 460 | |
| シンジケートローン手数料 | 1 | |
| 固定資産除却損 | 39 | |
| その他 | 76 | 802 |
| 経常利益 | | 2,061 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 2,844 | 2,844 |
| 税引前当期純利益 | | 4,906 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,062 | |
| 法人税等調整額 | △49 | 1,013 |
| 当期純利益 | | 3,892 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 西島製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 穰

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

| | | | |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤川 | 賢 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 | 穰 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社 西島製作所 監査等委員会

監査等委員(常勤) 安 陪 裕 二 ㊟

監 査 等 委 員 秋 山 洋 ㊟

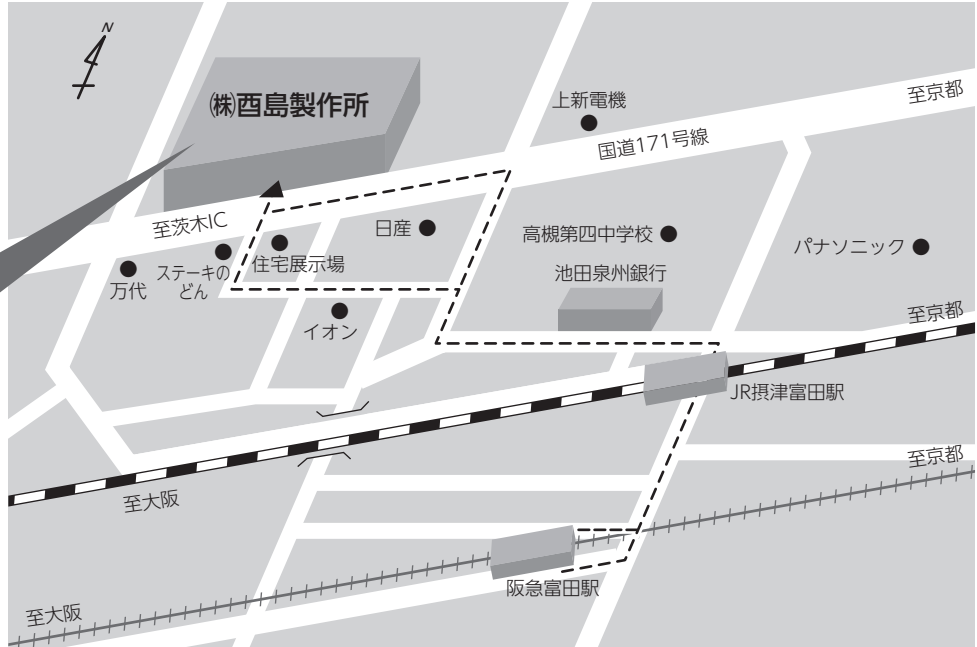
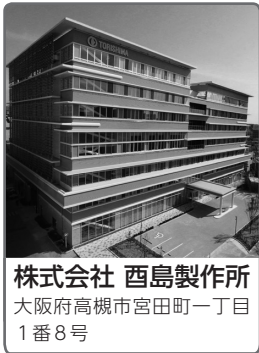
監 査 等 委 員 山 本 操 司 ㊟

監 査 等 委 員 入 江 千 香 子 ㊟

(注) 監査等委員 安陪 裕二、監査等委員 秋山 洋、監査等委員 山本 操司、監査等委員 入江 千香子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

第145回 定時株主総会 会場ご案内略図



交通のご案内



電車で
来られる方

..... JR摂津富田駅より徒歩6分山手
..... 阪急富田駅より徒歩10分山手